平成２１年（フ）第３１７３号
兵庫県神崎郡福崎町西田原字岸本1943番地
破産者　株式会社セブンサービス
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３２６８号
大阪府大東市諸福６丁目11番013号
破産者　有限会社田村商事
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５９３号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目５番14号
破産者　株式会社ダイゲン
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３９７２号
大阪府豊中市小曽根４丁目14番15号
破産者　株式会社ユアーズみさき
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３７４号
大阪府茨木市野々宮２丁目10番30号、商業登記簿上の本店所在地大阪府茨木市野々宮２丁目10番33号
破産者　株式会社コミュニティー・アンド・フレンド
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２３７号
大阪市北区本庄西２丁目17番11号
破産者　株式会社オービス
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４９５号
大阪府東大阪市高井田24番10号
破産者　キナン鈑金工業株式会社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５５７号
大阪市中央区本町４丁目４番17号
破産者　株式会社ハウスメディアセンター
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７０２号
大阪府門真市大字下馬伏37番地の16
破産者　株式会社五協製作所
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２５８号
大阪市住吉区山之内２丁目７番29号
破産者　松栄商事株式会社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２８０号
大阪府茨木市春日１丁目４番14号
破産者　株式会社アーバン
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５６８号
大阪市北区西天満３丁目８番15号甲屋ビル
破産者　株式会社清和広告社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１４７２号
大阪府河内長野市荘園町21番１号
破産者　株式会社翔軌通商
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成１９年（フ）第４４５号
神戸市東灘区住吉東町１丁目７番24号
破産者　三木研装株式会社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２４号
兵庫県宝塚市小浜２丁目１番19号
破産者　株式会社海山組
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２５９号
兵庫県宝塚市寿町８番20号
破産者　有限会社ビーブルー
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第１１１８号
兵庫県尼崎市道意町３丁目16番地の２
破産者　阪神測量株式会社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９９３号
兵庫県芦屋市浜町２番10号浜シティハイツ３Ｆ
破産者　有限会社オークコーポレーション
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３号
島根県隠岐郡隠岐の島町西町吉田ノ二・９番地
破産者　株式会社奈良屋
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
岡山県美作市川上2288番地６
破産者　武蔵商事株式会社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２１年（フ）第１４４号
熊本市平山町2986番地１
破産者　椎葉森林株式会社
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第４６号
鹿児島県鹿児島市上之園町33番地12
破産者　株式会社モンハイム
1　決定年月日　平成22年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係